

2025（令和7）年度
人権擁護に関する施策の基本計画
進捗状況調査 報告書②

進捗状況調査シート

基本施策（令和6年度実績）	・・・1
分野別施策（令和6年度実績）	・・・12

令和 7 年度「人権擁護に関する基本計画」進捗状況調査シート

【評価】

A：計画通り事業を実施し、十分な成果を得られた。引き続き事業を実施する。

B：計画通り事業を実施し、一定成果を得られた。必要に応じて手法を工夫しながら事業を実施する。

C：計画通り事業を実施したが、成果が小さく、事業内容や手法等の一部見直しが必要である。

D：計画通りの事業を実施できず、事業内容や手法等の全面的な見直しが必要である。

基本施策（令和 6 年度実績）

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6 取組実績	R7 取組計画
(1) 人権教育の推進	①就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進	1人権保育・人権教育の推進	1	人権・市民生活課	保育所・幼稚園・子ども園での人権学習の推進	県委託事業である「人権の花運動」を園所に実施していただきます。実施された園所では、人権擁護委員による人形劇により人権学習を行います。	A	武佐こども園、老蘇こども園、八幡幼稚園において実施いただき、人権擁護委員によるペープサート劇「ぐらぐらもりのおばけ」の上演を通して人権教育を行いました。	引き続き計画的に実施（R7は馬淵こども園、金田幼稚園、北里幼稚園）します。
			2	幼児課	保育所・子ども園での子どもの権利保障、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、子どもの発達の特性に適した教材の提供を行います。	A	保育所・こども園において保護者向け啓発紙を年間約10回発行し、人権にかかわる子どもの姿を中心に作成することで保護者も人権について興味や関心を持ってもらうことが出来、人権保育の啓発につながった。また、保育者が一人一人の子どもの発達の特性に適した教材研究をし提供することで、一人一人の発達につながりました。	職員が人権保育の学びを深め保育内容を展開したり、一人一人のこどもの発達や特性に合わせた支援や教材提供を行います。
			3	幼児課	幼稚園・子ども園での子どもの権利保障、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切にし、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくりを行います。	A	発達や支援、多文化等に関心を持ち理解を深められる研修を実施し、幼児もさまざまな人権に関する絵本の読み聞かせ等により、身近な生活の中で互いを認め合う事の大切さを感じ気付くことにつながりました。	互いを認め合える仲間づくりを意識した保育実践を基にして人権意識を高める研修を行い、発達や支援に応じた保育環境づくりに努めます。
			4	生涯学習課	子どもの人権教育推進、障がい・同和問題・性的指向・性自認・インターネット等に関する人権教育の実施	全小・中学校において、子どもが自尊感情を高め、共感や思いやりの気持ちを持てるような人権教育を計画的に進めます。	A	学校がすべての子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、各校園で取組を進めることができました。小学校高学年、中学生対象に自尊感情に関するアンケートを実施しました。	令和6年度の取組に加えて、自己有用感や自己効力感等を味わうことのできる出番の創出をめざしていきます。
		2教職員の豊かな人権感覚の育成	5	幼児課	保育職員研修・幼稚園教諭研修の実施	人権意識を高める研修を行います。	B	様々な人権に関する研修を行う（参加する）ことで気付きや自身の人権感覚を磨くことで人権に対する意識を持つことが出来ました。	職員が人権感覚を豊かにし、人権意識の向上につながる職員研修を行います。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
			6	生涯学習課	教職員の豊かな人権感覚の育成	子どもの権利が保障されるように教育に携わる職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身に付ける研修等を実施します。	A	人権教育・同和教育推進主任に対して定期的に研修会を開催しました。人権に関する学校訪問を行い、教職員に対して「子どもの人権」に関わる指導助言を行いました。	令和6年度に引き続き、様々な人権課題に関して、実りある教職員研修を実施していきます。
			7	生涯学習課	保幼小中連携による生活・学力向上のための教職員・PTAの人権研修の実施	学区ごとに保幼小中の教職員が一同に介し、人権に関する研修会を行います。また、教育委員会の指導主事が、各校に訪問し人権学習の授業を参観後、教職員に対して人権に関する指導助言を行います。	A	各学区の実態に応じて、保幼小中高の教職員が集まり、人権の講演会やグループに分かれて分散会を実施することができました。	様々な人権課題に対して、教職員・PTAが子どもの良きモデルとなるような人権研修を継続して行います。
			8	学校教育課	いじめや虐待防止のための連携体制の整備、情報共有	いじめをはじめとした問題行動等に対して、組織的に対応するために、生徒指導担当者を充実させ、関係機関、関係課とも情報共有しながら、いじめや虐待の未然防止を図ります。	B	生徒指導担当者会やいじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題専門委員会において、各学校や関係機関、関係課、専門家とともにいじめや虐待防止のための対策を図ることができました。	生徒指導担当者会やいじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題専門委員会において、各学校や関係機関、関係課、専門家とともにいじめや虐待防止のための対策を図ります。
	②生涯学習における人権教育の推進	1人権学習の推進	9	生涯学習課	住みよいまちづくり推進講座、様々な人権分野にかかる人権学習支援	各学区ごとに子ども・高齢者・障がい者・部落問題・男女共同参画・インターネットと人権等、幅広い人権問題をテーマに年2～3回程度講座を開講します。	A	【評価の理由】 各コミセン3回以上実施目標に対し、全コミセンにおいて実施達成しました。 【R6取組実績】 実施10学区30回（参加数延1406名）	市コミュニティセンター会議において地域における人権学習の重要性を共有し、部落問題はじめ幅広く人権テーマをもって全10学区実施を目指します。
		2市民の主体的な人権学習への支援	10	人権・市民生活課	学習資料等の情報提供・教材の貸出しによる学習支援	人権啓発資料の市HP上での公開や、人権学習教材DVDの貸し出し、資料の配付等により、市民の人権学習を支援します。	B	人権啓発冊子「青空」シリーズの最新巻「青空Ⅶ」をパネル化し貸出しできるようにしたほか、要望に応じて人権学習教材DVDの貸し出し、資料提供等、人権学習を支援しました。	様々な人権課題について、学習しやすい教材の収集・提供に努めます。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
(2) 啓発活動の推進	①啓発活動の推進	1市民への啓発活動の推進	11	秘書広報課	市広報における様々な人権への配慮	広報紙等では、公平性、平等性に配慮した文章表現、内容となるよう努めるとともに、固定観念にとらわれないイラストや写真を掲載します。また、広報紙や広報番組で、さまざまな人権の記事掲載や放送を行います。	B	広報紙や行政番組制作段階で人権に配慮しているとともに、多言語翻訳にも対応済（google翻訳機能対応）。また依頼のあった人権に関する記事などを掲載・放送しています。	引き続き、配慮しながら制作するとともに、日本語の掲載文章についても、より分かりやすい平易な文章となるように留意します。
			12	人権・市民生活課	街頭啓発、広報紙等による啓発	9月の同和問題啓発強調月間と、12月の人権週間にJR近江八幡駅で街頭啓発を行うほか、人権擁護委員の日や世界人権デー等に合わせ、市広報に啓発記事を掲載します。	B	9月の強調月間および12月の人権週間に合わせ、JR近江八幡駅にて街頭啓発を行ったほか、市広報にて啓発記事を掲載しました。また、人権週間には市役所ロビーおよび近江八幡図書館にて人権パネル展を行いました。	引き続き取組を行います。
			13	人権・市民生活課	啓発冊子等の作成・配布	人権意識の向上を図るため、様々な人権問題について掲載した人権啓発冊子「青空」を作成し、各自治会等へ配付します。	A	令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」を懇談会等で活用いただくため各自治会に配付しました。	引き続き、各自治会において人権尊重のまちづくり懇談会等で活用していただきます。
			14	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権を擁護するための作品募集	すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現をめざし、あらゆる人権について考え、行動に移していけるよう啓発活動を推進するため、人権擁護作品を募集し、審査のうえ入賞作品を決定・表彰します。	A	6月から9月にかけて作品募集を行い、メッセージ部門、作文部門、ポスター部門に計107作品の応募があり、審査のうえ人権フェスティバルで表彰しました。また、入賞作品をカレンダーや人推協の機関紙に活用し、啓発を行いました。	引き続き事業を行います。
			15	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権フェスティバルの開催	人権問題の解決に向けた啓発活動とともに、相互理解に向けた交流を進め人権意識の向上を図るため、毎年様々な企画を盛り込んだフェスティバルを開催します。	A	10月19日（土）に馬淵学区人権尊重のまちづくり・男女共同参画推進協議会と協同で「人権フェスティバル2024in馬淵」を馬淵小学校体育館および馬淵コミュニティセンターで開催しました。講演会、舞台（南米ダンス）、パネル展、人権クイズ、キッズコーナー等、様々な企画を盛り込み、240名の参加者に対し人権意識醸成の機会を創出できました。	令和5年度から学区巡回方式に変更したことで、まちづくり協議会の協力を得て、開催地区住民をはじめ、多くの参加者を得て盛会に実施できました。令和7年度は桐原学区で開催します。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2事業者、団体等への啓発の推進	16	人権・市民生活課	人権尊重のまちづくり市民講座の開催	様々な人権課題を学び、人権意識の向上を図るため、毎年テーマを変え講演会を開催します。	B	2月8日(土)に近江八幡市勤労者福祉センター(アクティ近江八幡)にて「いのちを食べて、いのちは生きる」と題して、部落差別および、命をいただくということ、自分らしく生きていくということについて考える講演会を行いました。前日からの大雪に見舞われ目標とする参加者数は得られませんでした。アンケートでは95%の方がとてもよかった、よかったと回答し、参加者の満足度は高い結果でした。	市民の関心のあるテーマを題材に講演会を実施します。令和7年度は「インターネットと人権」を予定しています。
			17	人権・市民生活課	講演会・研修会の情報提供	人権尊重のまちづくり推進協議会(人推協)委員等に対し、各種講演会・研修会の情報提供や参加要請を行い、人権について学びの機会を提供します。	B	人推協委員や各自治会の自治会長・人権尊重のまちづくり推進員・男女共同参画推進員に対し、本市や県、県人権センター等からの研修会の情報提供や参加要請を行いました。	引き続き人権の学びの機会を提供します。
			18	商工振興課	事業所への人権情報提供、人権学習支援	事業所への訪問を通じて、人権研修への取組状況について調査や啓発を行います。	B	事業所への訪問数は1件と少ないものの、書面を通じて市内事業所約180社の人権研修実施状況調査を行いました。	引き続き市内事業所に対し、人権研修実施状況調査や啓発を行います。
			19	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。	A	毎月1回ハローワーク及び市職員が八幡子どもセンター及び八幡東子どもセンターで職業相談を実施し、37件の相談を受け付けました。キャリアコンサルタントと連携し実施するキャリアカウンセリングでは15件の相談がありました。	引き続き、ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談を受け付けます。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	②事業者、団体等の啓発活動への支援	1事業者、団体等による人権学習・研修への支援	20	まちづくり協働課	まちづくり協議会を通じた学区人権のまちづくり推進協議会等への支援	学区まちづくり協議会に対し、まちづくり支援交付金を交付することで、人権のまちづくり推進協議会を含む各種事業の実施を支援します。	B	学区まちづくり協議会に対し、まちづくり支援交付金を交付し、人権学習や研修会等各学区の人権尊重のまちづくり事業に対する支援を行いました。	まちづくり支援交付金の交付を通じて、地域課題の解決に向けた各学区の取り組みを支援します。
			21	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して、講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施し、137自治会で懇談会が実施されました。また、研修に際しての資料の提供やDVDの貸し出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。あわせて、より使いやすい学習教材について検討します。
			22	人権・市民生活課	人権擁護委員の活動支援	法務省から委嘱された人権擁護委員が中心に行う、市立小中学校対象の「人権教室」や園所対象の「人権の花運動」、学校訪問等の活動支援を行います。	A	人権擁護委員の活動が円滑に行えるよう、定例会の開催や校園所との調整、会場の手配などを行いました。	引き続き活動を支援します。
			23	人権・市民生活課	学習教材の配付・貸出し、人権啓発講師の紹介等による学習支援	人権尊重のまちづくり懇談会や企業等で人権学習を行う際のDVDやプロジェクターの貸し出し、学習資料等の配付、本市で登録されている人権啓発講師の紹介により支援を行います。	B	人権尊重のまちづくり懇談会で使用されるDVD等の貸し出しや資料の配付、人権啓発講師の紹介等を行いました。	引き続き事業を実施するとともに、新たな人権啓発講師の獲得に努めます。
(3) 相談体制、支援体制の充実	①相談・支援体制の強化	1相談窓口や支援機関の周知と活用	24	人権・市民生活課	相談窓口や支援機関の周知・案内	市広報やホームページ、パンフレット等により相談窓口や支援機関を周知します。	A	市広報やホームページにて情報提供を行い、国・県等から配布されるパンフレット類を窓口を設置し周知に努めました。	引き続き周知に努めます。
			25	障がい福祉課	相談窓口や支援機関の周知・案内	相談・支援体制の周知を継続して行います。また、相談のスキルアップ等に努めます。	A	広報「おうみはちまん」に障がいのある方の相談先として市内2カ所の一般相談事業所と当課を掲載し、相談窓口の周知を行いました。	引き続き、広報等で相談窓口の周知に努めます。
			26	介護保険課	相談窓口や支援機関の周知・案内	介護保険のしくみ等をパンフレットにまとめ、包括支援センターや市の窓口での介護相談の際、配布・周知します。	A	介護保険課窓口や包括支援センターにおいて、介護相談及び介護保険要介護認定等の新規申請の際にパンフレットを提示しながら説明を実施しました。説明後配布済。	引き続き、包括支援センターや市の窓口での介護相談の際、パンフレット（介護保険のしくみ等）を配布・周知します。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6 取組実績	R7 取組計画
			27	幼児課	相談窓口の設置	各園での相談窓口を設置します。幼児課においては不適切保育の相談窓口を設置します。	A	施設や保護者からの相談対応を随時行い保護者が安心して預けられる体制のサポートを行いました。また、HPに「不適切な保育の相談窓口」設置の周知をしました。	安心・安全な保育運営をしていけるよう各園所との連携を図ったり、支援関係機関との連携も図りながら適切に対応していきます。引き続き不適切保育の相談窓口を設置していきます。
			28	健康推進課	相談窓口や支援機関の周知・案内・啓発	こころの悩みに関する相談窓口（県・市・民間）について、健康ガイドブックやホームページに掲載するほか、自殺予防週間や自殺対策強化月間には広報で啓発を行います。	B	相談窓口の健康ガイドブック、ホームページへの掲載。自殺予防週間や自殺対策強化月間においても広報、ホームページ、関係各課通じて啓発に努めました。	対象者に応じた啓発方法を取り入れ、より多くの市民への情報発信に努めます。
			29	商工振興課	相談窓口や支援機関の周知・案内・啓発	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携して行う毎月の就労に関する相談受付業務を、市の広報等で周知します。また、国や県から配布される啓発冊子やポスター等を窓口を設置したり、関係各所へ配付します。	A	関係機関と連携し実施する相談事業については、市広報及び回覧にて周知を行いました。国や県から配布される啓発ポスターや啓発冊子等は当課窓口や本庁舎へ掲示・設置し周知に努めました。	引き続き、市広報への掲載と回覧にて周知を行い、国や県から配布される啓発ポスター等については、庁舎及び関係機関へ配布し情報を必要とされている方まで届くよう努めます。
			30	総合医療センター	インフォームド・コンセント等の患者の人権配慮、医療情報の適切管理、情報開示、相談・支援体制の充実	インフォームドコンセントの推進、カルテ等含む医療情報の管理・開示、患者・家族等からの相談時のプライバシー保護を徹底します。	B	「当センターで医療を受けられる方の権利」に基づき、検査や治療方針などについて、患者と医療従事者双方が納得した形で診療をすすめています。また診療情報・診療記録の開示を求める権利についても、情報管理の徹底とスピード感のある開示を行っています。患者相談時には、プライバシー保護のため個別の部屋を利用しますが、相談室不足の件については、予約で日程調整できるものに関しては、朝夕の時間を実施するなど創意工夫しています。	引き続き施策を実施していきます。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2相談・支援体制の強化	31	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	月2回、人権擁護委員による特設人権相談所を開設しました。また、窓口でも相談を受け、必要に応じて法務局等の専門機関に繋ぎました。	引き続き、月2回の特設人権相談所を開設や、窓口での相談受付を行います。
			32	福祉政策課	重層的支援体制の整備	複雑化・複合化する課題に対応できるような包括的な相談支援の体制を整えます。(R6～重層的支援体制整備事業の本格実施)	B	令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、複雑・複合化したケースやアウトリーチ支援・参加支援対象ケースを共有し支援方針を検討する支援会議を10回開催した(事例検討会含む)。ほかに包括的な相談支援体制整備に向けた取り組みとして所属間連携を推進するための職員研修会や所属代表者によるつながり会議を実施しました。	ひきつづき重層的支援体制整備事業および包括的支援体制整備に向けた相談支援体制の充実、委託事業によるアウトリーチ・参加支援の取り組みを行います。
	②関係団体、関係機関との連携強化	1関係団体、関係機関との連携	33	人権・市民生活課	関係団体、関係機関との連携	人権擁護委員や県人権センター等と連携し、人権侵害事象への対応や、自ら人権を守ることが困難な当事者を支援します。	B	人権擁護委員や県人権センター、関係市町と連携し、過去に発生した介護施設での差別事象への取組を実施しました。また、県人権センターと連携しながら、大津地方法務局あてに部落差別動画の削除要請を行いました。	引き続き、関係団体、関係機関と連携を図ります。
			34	福祉政策課	関係団体、関係機関との連携	民生委員児童委員の活動を支援したり、保護司会へ運営補助金を交付するなど、連携しながら取り組みます。	A	民生委員児童委員や保護司会からの相談に適切、柔軟に対応することができました。特に、保護司会については、安全に面談を行える場所の確保に繋がるよう、情報収集及び情報提供に努めるなどの取り組みを実施しました。	民生委員児童委員の一斉改選にあたり、体制充実に向けて自治会への協力依頼を早期に進めるとともに、民生委員児童委員や保護司会からの相談に適切、柔軟に対応し、地域の福祉向上に取り組みます。
			35	障がい福祉課	関係団体、関係機関との連携	関係団体・関係機関との連携を図り、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行います。	A	関連する機関との連絡・調整を密に図りながら、当事者・家族のニーズに沿った支援を迅速に行いました。	引き続き、関係機関との連携強化と、迅速かつ適切なケース支援を行います。
			36	幼児課	関係団体、関係機関との連携	関係機関との会議の出席及び情報共有、各施設において施設内でケース検討会等の実施等を行います。	B	虐待等のケース検討会に参加するとともに関係機関との情報共有や連携の強化を図りました。	引き続き関係機関との連携の強化を図り、職員や職場の意識を高めるよう対応していきます。また、こどもの保育中の様子の確認を行います。
			38	商工振興課	関係団体、関係機関との連携	滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会など、関係機関と連携を図ります。	B	適宜、滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会と連携を図りました。	引き続き、滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会との連携を図ります。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
(4) 連携・協働による人権施策の推進	①市民、事業者の参加の促進	1市民の参加の促進	39	人権・市民生活課	人権尊重のまちづくり推進員の設置および講師リストの作成	各自治会に人権尊重のまちづくり推進員を設置いただき、人権尊重のまちづくり懇談会の実施を通して、市民の人権意識の醸成を図ります。また、講師リストを作成し、懇談会で活用いただけるよう周知します。	B	各自治会に1～2名の人権尊重のまちづくり推進員を設置、懇談会を実施いただきました。また、講師リストを各コミセンに配付し、ホームページ上でも周知しました。	引き続き実施します。 講師リストのさらなる充実を図ります。
			40	人権・市民生活課	近江八幡市人権尊重のまちづくり推進協議会の設置・運営	人権擁護委員、人権擁護推進員、各学区人権尊重のまちづくり推進協議会会長、関係団体代表者、教員・保育士等からなる、人権啓発のための組織を設置し、全体または各部会の活動を通して市の人権啓発を推進します。	A	人権尊重のまちづくり推進協議会を設置し、事務局を担いました。委託事業では人権・男女共同参画フェスタを開催し、街頭啓発や人権擁護作品募集、現地研修等、さまざまな人権啓発活動を実施しました。また、令和6年度より、女性活動部会を男女共同参画推進部会に編成し直し、組織強化を図りました。	引き続き全体および各部会での活動を推進します。
			41	人権・市民生活課	人権擁護審議会の開催	毎年度、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項を調査及び審議するため、人権擁護施策に関する事項や推進計画の策定などについて審議します。	A	人権擁護に関する施策の基本計画の進捗状況および、基本計画改定に向けた事前市民意識調査について審議を行いました。	人権擁護に関する基本計画の進捗状況および、市民意識調査の結果を議題に開催する予定です。
			42	人権・市民生活課	人権擁護に関する市民意識調査の実施	人権意識の浸透や啓発の効果を確認するために、5年に一度市民を対象とした人権擁護に関する意識調査を行います。		令和6年度は調査年ではありませんでした。	次回調査は令和7年度。
	2事業者の参加の促進	2事業者の参加の促進	43	商工振興課	事業者への人権尊重の理解・取り組み支援	人権問題をテーマとしたセミナーを開催し、人権尊重の理解促進に努めます。	B	本市が参画する東近江地域労働対策連絡会で人権問題をテーマとした研修（「『就職差別に関する調査2023』について」）を開催しました。	引き続き本市が参画する団体や関係機関と連携して、人権問題をテーマとした研修を開催します。
			44	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	仕事と家庭の調和を達成するため、事業所向けのセミナーを開催します。	B	仕事と家庭の両立に関する事業所向けセミナーの開催はできませんでした。が、関係機関が実施する仕事と家庭の両立につながる事業の周知・啓発を行いました。また、公正採用にかかる周知の観点から事業所の訪問や、市が参画している東近江地域労働対策連絡会が主催となり「『就職差別に関する調査2023』について」のセミナーを開催しました。	事業所が求めるテーマを収集し、適宜、仕事と家庭の両立に関するセミナー等の開催や、公正採用選考にかかる周知・啓発を行います。

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	3 市民活動へ の人権の視点 の醸成	45	障がい福祉課	講師等派遣リストの作成および研修会の開催	「障がい者理解促進のための講演会・研修会への講師等派遣リスト」を作成し、講師の派遣を行うとともに、発達障がいと精神障がい理解のための研修会を隔年ごとに開催し、障がい理解の啓発を行います。	A	「障がい者理解促進のための講演会・研修会への講師派遣リスト」に基づいた講師派遣を16件行いました。また、「発達障がい者の就労」と題した発達障がい理解のための研修会を開催しました。	市HP・広報等で幅広く講師派遣リストの活用を促すとともに、企業・民生委員に向けてもリストを活用した研修会の開催を依頼します。障がい理解のための研修会については、精神障がいに関する研修会を実施します。
		46	幼児課	研修参加・研修内容の共有	各種研修参加をよびかけ、職員の人権意識の向上を図ります。	A	職員や各園所に研修開催への呼びかけや自己研修の進め、また受講した研修内容の共有を行うことで人権意識の向上に努めました。	様々な価値観を認められるための研修の開催や研修内容の共有を通して、更なる人権意識の向上に努めます。
	4関係団体、 関係機関との ネットワーク の強化	47	人権・市民生活課	関係団体・関係機関との連携	滋賀県人権センター、JR沿線人権啓発推進連絡会、滋賀県人権教育推進協議会、東近江地域人権教育推進協議会連絡協議会等において、県内関係団体と情報共有や合同研修を行います。	A	滋賀県人権センター、JR沿線人権啓発推進連絡会、滋賀県人権教育推進協議会、東近江地域人権教育推進協議会連絡協議会等において、県内関係団体と情報共有や合同研修を行いました。	引き続き、関係団体・関係機関と連携します。
		48	障がい福祉課	関係団体・関係機関との連携	障がい理解促進のため、当事者団体と連携のうえ講演会・研修会への講師派遣を行うとともに、当事者と一緒に出前講座を開催します。	A	日中活動系事業所の代表と通所している当事者を講師として、16回派遣しました。	市HP・広報等で幅広く講師派遣リストの活用を促すとともに、企業・民生委員に向けてもリストを活用した研修会の開催の依頼を継続します。
		49	商工振興課	関係団体・関係機関との連携	滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会など、関係機関と連携を図ります。	B	適宜、滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会と連携を図りました。	引き続き、必要に応じて滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会との連携を図ります。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	5関係団体への支援		50	人権・市民生活課	市人権尊重のまちづくり推進協議会への支援	市人権尊重のまちづくり推進協議会に対し、補助金の交付を行うほか、事務局として活動をサポートします。	A	市人権尊重のまちづくり推進協議会に対し、補助金の交付を行い、事務局として活動をサポートしました。	引き続き支援を行います。
			51	福祉政策課	小規模法人や団体に対する補助	小さな法人や団体が協働して実施する「人材確保」や「地域福祉サービスの充実事業」に、補助金を交付します。	A	子育て支援の最前線で活動する団体と外国人労働者を雇用する介護施設団体に補助金交付を行いました。小規模法人や団体のつながりを築く活動を行う2団体に補助を行うことで、人材確保・人材育成ならびに地域福祉サービスの向上につながる支援を行うことができました。	補助金を小規模な法人・団体が活用できるように幅広く周知し、相談があった際は柔軟に相談に応じる等、活動の後押しとなるような支援を行います。
	②人権尊重の視点に立った行政の推進	1人権尊重の視点に立った施策の推進	52	人権・市民生活課	基本計画の策定・進捗管理	市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会となるよう「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、各課で実施している人権関連事業について、毎年振り返りや点検・評価を行います。	B	各課で実施している人権関連事業について、振り返りや点検・評価を行いました。	引き続き進捗調査を実施します。
			53	障がい福祉課	計画の策定と施策の推進	一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の構築を目指し、「第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、施策を推進します。	A	「第6期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」について「障がい福祉計画等進捗管理部会」において進捗管理を行いました。	「第6期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づく施策の推進と進捗管理を行います。
			54	危機管理課	女性や高齢者等、要配慮者に配慮した備蓄物質の充実	ワンタッチパーテーション（プライベートルーム）、生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを備蓄します。	A	生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを整備計画に基づき備蓄しました。	引き続きローリングストックしていきます。

基本施策			No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	2 個人情報保護		55	市民課、安土未来づくり課	各種証明書の不正取得の防止、本人通知制度の普及啓発	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を、本人の代理人や第三者(国又は地方公共団体の機関を除く)に交付した場合、事前に登録した人に対して交付があった事実を郵送で通知します。この制度により、住民票の写し等の不正請求の早期発見や個人の権利の侵害につながる不正取得の未然防止を図ります。	B	令和5年度登録率0.56%から令和6年度登録率0.6%に増加したことから一定成果を得られたと考えます。令和6年度は登録者増加を図るため、市の広報誌に本人通知制度案内の掲載、郵便請求する際に本人通知制度の案内を同封して送付するなど登録啓発に取り組みました。	令和6年度と同様に新規採用職員研修内で制度案内チラシを配布、転入セットへのチラシの同封、制度を説明したチラシや啓発用の掲示物を窓口へ設置及び掲示、市のホームページに制度について掲載するなど登録啓発を行い引き続き登録者数拡大のため制度周知に努めます。
			56 追加	総務課	職員への保有個人情報等の適切な管理運用指導	研修や通知を通して職員の保有個人情報の管理運用について指導する。	D	新規採用職員研修については予定通り実施したが、現職への研修を行うことができなかった。	研修及び通知を通して保有個人情報の管理運用について指導を行います。
			57 追加	情報政策課	職員への情報セキュリティポリシーの適切な運用指導	各団体から提供される研修受講と、各種内部監査の中で現場の実態を把握内容を元に運用指導を実施する。	B	情報セキュリティ研修未受講者に対する受講勧奨すると共に、庁内15課・室に対する内部監査を実施しました。	各種情報セキュリティ研修、内部監査を実施します。
	③ 人権尊重 のまちづくり を担う市職員の育成	1 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成	58	人事課	市職員への人権研修の実施	近江八幡市職員人権問題研修推進員設置要綱に基づき、各所属において人権研修を進める人員を配置し、所属ごとに人権研修を進めます。また、年に数回、全体に向けた人権啓発講座を実施します。	B	計画通りに各職場にて人権研修を実施、全体77のうち、69の職場が人権研修を実施しました。また、全体に向けた啓発講座を2回開催し、第1回では62名、第2回では66名が参加しました。	全職場での実施に至らなかったため、研修が実施しやすいよう引き続き人権啓発にかかる資料提供を継続します。また、職員全体に向けた啓発講座を継続実施していきます。
		2 専門分野の従事者への研修の推進	59	人事課	市職員への研修の実施	専門分野に従事する職員および窓口業務等に従事する職員に対し専門知識や技術習得のための研修会を実施したり、県研修センター等が実施する研修会へ派遣します。	A	新規採用職員への研修として人権研修を実施し、「人権行政」の担い手となる職員としての自覚の向上を図りました。また、派遣研修についても案内を行い、参加を促しました。	窓口での傾聴などをはじめとした話を聞く技術の習得のためにゲートキーパー研修を新規採用職員に実施します。また、昨年度からの取組も引き続き行います。
			60	障がい福祉課	新採職員研修および課内研修の実施	毎年、人事課と合同で新規採用職員向けに障がい福祉研修を実施し、講義形式だけでなく、当事者との交流・現場体験も行います。また、窓口業務については、年度当初に課内研修を実施します。	A	人事課と合同で、対応要領に関する研修を実施しました。 窓口業務に関する課内研修を実施しました。	対応要領に関する研修を実施します。 窓口業務に関する課内研修を実施します。

令和7年度「人権擁護に関する基本計画」進捗状況調査シート

【評価】

- A：計画通り事業を実施し、十分な成果を得られた。引き続き事業を実施する。
 B：計画通り事業を実施し、一定成果を得られた。必要に応じて手法を工夫しながら事業を実施する。
 C：計画通り事業を実施したが、成果が小さく、事業内容や手法等の一部見直しが必要である。
 D：計画通りの事業を実施できず、事業内容や手法等の全面的な見直しが必要である。

分野別施策（令和6年度実績）

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
1 女性 の人権	①男女共同参画のための 人権意識の教育・啓 発	1-①-1	人権・市民生活課	男女共同参画のための人権 意識啓発、学習支援	男女共同参画市民のつどいで講演会を行います。また、各自治会に設置している男女共同参画推進員を通じて、地域で男女共同参画についての学習会の開催を支援します。	A	令和6年度の男女共同参画市民のつどいでは、講師に家事シェア研究家の三木智有さんを迎え講演いただきました。 また、地域における男女共同参画の推進に関しては、6月に推進員を対象に研修会を開催したほか、各自治会における男女共同参画についての学習会は45の自治会にて開催されました。	引き続き男女共同参画市民のつどいを開催する予定です。各自治会における男女共同参画推進員を通じた学習会は、より多くの自治会で実施されるよう呼びかけを行います。
		1-①-2	人権・市民生活課	「男女が輝いて生きる」絵 手紙の募集	男女が性別に関わらずいきいきと活躍できる社会の実現を目指し、地域や職場、家庭、学校で、男女共同参画について広く理解と関心を持っていただくために絵手紙を募集します。	A	小学生の部11点、中学生の部18点の総数29点の応募がありました。各部からそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点、入賞3点が選ばれ、令和7年度近江八幡市男女共同参画市民のつどいにて表彰式を行いました。	引き続き絵手紙の募集を行います。
		1-①-3 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会 の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、36自治会が男女共同参画をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
		1-①-4	人権・市民生活課	男女共同参画プランの実 施、進捗管理、プランの改 定	男女がお互いを尊重し合い、喜びや責任を分かち合える社会の実現を目指して「男女共同参画プラン」を実施および進捗状況調査を実施します。また、5年毎にプランの改定を行います。	A	進捗状況調査を実施しました。また、中間改訂に向けて男女共同参画に関する市民意識調査と事業所アンケートを実施しました。	引き続き進捗状況を実施するほか、令和8年の中間改訂にむけて、見直しを進めます。
		1-①-5	人権・市民生活課	啓発冊子等の配布・ポス ターの掲示	国や県から配布される啓発冊子やポスター等を、市関係窓口等に掲示し、市主催イベント等で市民へ配付します。	A	啓発チラシ・ポスターを市関係窓口等に設置および掲示しました。	引き続き啓発チラシ・ポスターは市関係窓口等に設置および掲示します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	②男女共同参画実現に向けてのあらゆる場での女性参画の拡大と連携の促進	1-②-1	人権・市民生活課	男女共同参画審議会の開催	毎年度2～3回、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画施策に関する事項や推進計画の策定などについて審議します。	A	男女共同参画審議会を2回開催し、男女共同参画行動計画の進捗状況や市民意識調査等について報告しました。	引き続き男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画施策に関する事項や計画改定などについて審議します。
		1-②-2	人権・市民生活課	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	5年に1度、男女共同参画に関する市民の意識、市政への要望をアンケート形式でお聴きし、今後の市政に役立てるため調査を行います。	A	男女共同参画に関する市民意識調査と事業所アンケートを実施しました。市民意識調査では市民2000人を対象に調査したところ、743件の回答を得ることができ、回収率は37.2%でした。また、事業所アンケートでは市内事業所300箇所を対象に調査したところ、125件の回答を得ることができ、回収率は41.7%でした。	市民意識調査結果・事業所アンケート結果をもとに、男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-の中間改訂を進めていきます。
		1-②-3	農業振興課	農業分野における女性の活躍推進	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加を促進します。	A	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加を促進しました。	引き続き、県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加を促進します。
		1-②-4	商工振興課	企業における女性参画の拡大と連携の推進	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。また、国や県から配布される啓発冊子やポスター等を窓口を設置する等、関係各所へ配付します。	A	毎月1回ハローワーク及び市職員が八幡子どもセンター及び八幡東子どもセンターで職業相談を実施し、37件の相談を受け付けました。キャリアコンサルタントと連携し実施するキャリアカウンセリングでは15件の相談を受け付けました。なお、国や県から配布された啓発冊子等については、関係各所へ配布し啓発に努めました。	引き続き、ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談を受け付けます。国や県からの啓発冊子等の配布については、啓発内容に応じた関係機関へ配布します。
	③暴力とハラスメント根絶のための取組	1-③-1	市民課、安土未来づくり課	DV及びストーカー行為等被害者への支援措置	DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。	A	令和6年3月より他市区町村で戸籍情報の閲覧が開始されたことから、戸籍の発行等があった際には他市区町村との連絡を徹底することにより発行後すみやかに発行停止を行うことができました。また、発行停止後職員2名による二重確認により発行停止漏れを防ぐことができました。処理マニュアルを作成しているが、より実践に即したものに随時改訂が必要であると考えます。	当市での受付と他市での受付で、それぞれの作業フロー図を作成します。また、随時マニュアルの改訂や管理用エクセルの改善を行い、人事異動や長期休暇等で担当者が交代した場合にも円滑に対応できるよう対策を講じます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		1-③-2	人権・市民生活課	女性に対する暴力、性的被害防止のための啓発活動	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、パープルライトアップや広報により啓発を行います。また、国や県から配布される啓発冊子やポスター等を、市関係窓口等に掲示します。	A	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、白雲館でパープルライトアップを実施したほか、チラシやポスター・広報などにより啓発を行いました。	引き続きパープルライトアップを実施し、チラシやポスター・広報などによる啓発を行います。
		1-③-3	子ども家庭相談室	女性に対する暴力、性的被害等に関する相談・緊急一時保護等	配偶者、パートナー、家族等からの暴言暴力を受けた女性の相談支援を実施します。場合によっては女性や母子の緊急一時保護に向けて調整を行います。	B	相談者の話を傾聴し今後について助言・指導することができました。また、相談内容に応じて女性や母子の緊急一時保護の調整を実施しました。 令和6年度保護件数：女性保護1件、母子保護1件	女性相談として、配偶者、パートナー、家族等からの暴言暴力について相談を傾聴します。相談内容に応じて緊急一時保護に向け調整します。
	④ワークライフバランスの実現に向けた男女共同参画の推進	1-④-1	人権・市民生活課	ワークライフバランス推進のための啓発活動	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。	D	滋賀県が実施している11月の「仕事と生活の調和推進月間」に合わせて、ワーク・ライフ・バランス促進に関するLINE配信を実施しました。	引き続き、「仕事と生活の調和推進月間」に合わせて、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。
		1-④-2	健康推進課	男女が共に子育てに関わる環境づくり	コペアクラス（妊娠期教室）を年9回実施し、育児のために夫婦が互いに支えあえる関係性を妊娠期のころから作り上げられるようペアワークや夫婦で協力する育児のイメージづくり等を行います。	B	産後の育児不安や不適切養育を予防するため、妊娠期からの夫婦でのコミュニケーションの重要性を参加者にお伝えしました。	引き続きクラス運営を行ってまいります。
		1-④-3 (再)	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。また、仕事と家庭の調和を達成するため、事業所向けのセミナーを開催します。	B	毎月1回ハローワーク及び市職員が八幡子どもセンター及び八幡東子どもセンターで職業相談を実施し、37件の相談を受け付けました。キャリアコンサルタントと連携し実施するキャリアカウンセリングでは15件の相談を受け付けました。事業所向けに働き方改革セミナーについては実施できませんでした。	引き続き、ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談を受け付けます。また、必要に応じて仕事と家庭の調和につながるよう働き方改革セミナーを通して事業所に対し啓発・推進を行います。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
2 子どもの人権	①子どもの権利に関する意識の向上	2-①-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、10自治会が子どもの人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。 あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
		2-①-2	福祉政策課	民生委員児童委員による地域福祉活動の推進	民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者、障がい者、子どもなど、様々な住民と関わりながら活動しています。地域と行政の橋渡し役として重要な役割を担いつつ、地域の福祉向上に取り組みます。	B	【理由】 主任児童委員を中心に地域の子どものに対する活動や子育て家庭への支援を行いました。 【実績】 行政または適切な機関への「つなぎ役」という役割を担い、地域の福祉向上に繋がりました。	地域の子どもたちや子育て家庭に向けた活動をする中で、実情を把握し、子どもが安心して暮らせるよう相談にのったり、行政や関係機関への橋渡し役としての役割を継続して担います。
		2-①-3	学校教育課	子どもの権利に関する教育	子どもの権利条約をはじめとした子どもの権利についての学習を充実させます。	B	人権学習をとおして、子どもの人権について考える機会を充実させることができました。	引き続き人権学習において子どもの人権について考える機会の充実を図ります。
		2-①-4 追加	人権・市民生活課	子どもに人権をテーマにした講演会の開催	人権フェスティバル等の人権啓発イベントにおいて「子どもの人権」について取り上げ、市民の子どもの権利に関する意識の向上を図ります。	A	人権フェスティバル2024in馬淵において、『わたしのヤングケアラー』～障がいのある両親の元に生まれて～と題し、元ヤングケアラーの講師による講師会を実施しました。当日は240名の方が参加し、高い満足度を得ました。	引き続き、機会をとらえて講演会等を実施します。
	②子どもの権利保障の推進	2-②-1	こども家庭センター	各種教室実施等による児童の健全育成	市内子どもセンターにおいてスポーツ教室や各種体験教室等を開催し、児童の経験の幅を広げ、児童の健全育成につなげます。	B	市内子どもセンターにおいて、各種体験教室等を開催して、児童の健全育成につなげることができました。	引き続き、継続して事業を実施します。
		2-②-2	こども家庭センター	子育て親子の交流の場、学びの場の提供、相談支援	市内の子育て支援拠点（公施設5か所、民間3か所）において、子育て中の親子が集う交流の場としています。また、来館者の相談に応じ励ましやアドバイスを伝えるなどの支援を行います。食育・歯科講座、年齢別教室を開催し、学びの場を提供します。	B	子育て支援拠点において、親子が集い、交流の場を提供することができました。必要に応じて、来館者の相談対応を行いました。	引き続き、継続して事業を実施します。
		2-②-3	こども家庭センター	保護者の疾病や経済的な理由による母子の緊急一時保護	内容により、女性相談による母子保護又は、子育て短期支援事業等により対応を行います。	B	相談内容に応じて、母子保護の調整を実施しました。 令和6年度保護件数：母子保護1件	引き続き、相談者の状況に合わせた相談支援を実施します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2-②-4	こども家庭センター	子どもの貧困対策	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。また、母子・父子自立支援員が相談を行い、それぞれの状況に応じ自立に向けた生活と仕事の支援を行います。	B	児童扶養手当の支給を行い、生活の安定・自立の促進に寄与することができました。また、それぞれの状況に応じ必要な支援を行いました。	引き続き、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施します。
		2-②-5	子ども家庭相談室	子どもの養育等の相談	18歳未満の全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、育児やしつけ、子育てに対する悩みや困りごとなど幅広い相談を受け、関係機関と連携を図りながら実情に応じた支援を行います。	B	相談内容に応じ、継続した相談支援、および関係機関との連携・調整を実施しました。	引き続き、18歳未満の全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、育児やしつけ、子育てに対する悩みや困りごとなど幅広い相談を受け、関係機関と連携を図りながら実情に応じた支援をします。
		2-②-6 (再)	幼児課	保育所での子どもの権利保障、保育職員研修、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、職員研修、子どもの発達の特性に適した教材の提供を行います。	A	保育所・こども園において保護者向け啓発紙を年間約10回発行し、人権にかかわる子どもの姿を中心に作成することで保護者も人権について興味や関心を持ってもらうことが出来、人権保育の啓発につながりましたまた、保育者が一人一人の子どもの発達の特性に適した教材研究をし提供することで、一人一人の発達につながりました。	職員が人権保育の学びを深め保育内容を展開し、一人一人のこどもの発達や特性に合わせた支援や教材提供を行います。
		2-②-7 (再)	幼児課	幼稚園での子どもの権利保障、幼稚園教諭への研修、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切にし、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくり、人権意識を高める研修を行います。	A	発達や支援、多文化等に関心を持ち理解を深められる研修を実施し、幼児もさまざまな人権に関する絵本の読み聞かせ等により、身近な生活の中で互いを認め合う事の大切さを感じ気付くことにつながりました。	互いを認め合える仲間づくりを意識した保育実践を基にして人権意識を高める研修を行い、発達や支援に応じた保育環境づくりに努めます。
		2-②-8	幼児課	子どもの権利保障への環境整備	子どもの主体性を大切にした保育教育の展開と絵本環境の充実、性被害防止のための環境の工夫（パーテーション等）を行います。	A	自分なりの考えや方法をもって課題や問題解決に取り組めるようにし、こどもの心のときめきや取り組み姿を高めていけるような保育環境、援助をしています。また、性被害防止のための環境の工夫としては、身体計測やプールの着替え時にパーテーションを設置し、プライバシーを守る工夫をしています。	引き続き環境整備に努め、保育展開のプロセスでは「自発的→意欲的→主体的」へとつながっていくよう努めていきます。性被害防止については引き続きプライバシーを守る工夫をしています。
		2-②-9	幼児課	家庭環境での配慮が必要な児童・家庭への支援	保護者とのきめ細やかな連携（送迎時の声かけ、家庭訪問、電話連絡等）や、関係機関との連携を行います。	A	日々の出席状況や欠席理由を把握し児童の安全確認を行いました。また、ケース会議での連携の他保護者と連絡がとれないケースについては関係機関と連携を強化し、対応することが出来ました。	保護者との細やかな連携や関係機関との連携を図り、児童・家庭への支援につなげていきます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2-②-10	健康推進課	家庭における子育てに向けた支援および、児童虐待の早期発見に向けた家庭への相談支援	乳幼児健診や個別相談等から子育ての悩みをキャッチし、保護者の方針や成育歴をくみ取りつつ子の発達に合わせた関わりを一緒に考え、親子の自己肯定感が上がるよう支援します。	B	乳幼児健診や個別相談対応および妊娠前から支援が必要とされる方へアプローチを行い、子育ての不安や悩みに寄り添い、不適切養育を予防する支援に努めました。	引き続き相談支援をしていきます。
		2-②-11	都市計画課	児童遊園地での子どもの健全育成環境整備	毎年、都市公園および児童遊園の遊具点検を実施し、安全・安心な公園の維持管理に努めるとともに、令和5年度より長寿命化計画に基づき、都市公園の再整備に取り組みます。	B	都市公園及び児童遊園の遊具点検を実施し、安全・安心な公園の維持管理に努めました。また、長寿命化計画に基づき、篠原公園の遊具や園路の改修を行うとともに、中村児童公園の再整備に着手しました。	都市公園および児童遊園の遊具点検を実施します。また、引き続き中村児童公園の再整備を行うとともに、八幡児童公園の遊具の改修を行います。
	③子どもの意見表明・社会参加の促進	2-③-1 (再)	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権を擁護するための作品募集	すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現をめざし、あらゆる人権について考え、行動に移していけるよう啓発活動を推進するため、人権擁護作品を募集し、審査のうえ入賞作品を決定・表彰します。	A	6月から9月にかけて作品募集を行ったところ、メッセージ部門、作文部門、ポスター部門に計107作品の応募があり、審査のうえ人権フェスティバルで表彰しました。また、入賞作品をカレンダーや人推協の機関紙に活用し、啓発を行いました。	引き続き事業を継続します。
		2-③-2	幼児課	子どもが意見表明しやすい場づくり	日常的に子ども同士が話し合える場づくり、子ども達の思いを取り入れたあそびの展開、子どもが意見をしやすい大人との関係づくり等を行います。	A	日々の遊びの中で困ったことや思いを友達や担任に伝え、相手の思いを聞くという保育（援助）をしています。また、幼児クラスでは保育の振り返りや帰りの会等で自分の思いを伝える機会を持ちました。	遊びや生活の中でこどもたちの思いを取り入れた遊びの展開やこどもの意見を言いやすい大人との関係づくりを推進した保育を図ります。
		2-③-3	子育て政策課	こどもの意見聴取事業	こどもの意見を施策に反映させるため、意見聴取事業を実施するとともに庁内での意見聴取実施にかかるサポートを行います。	A	子ども・子育て支援事業計画策定にあたり当事者であるこどもの意見を聴き計画に反映させる取組を実施しました。意見聴取実施後は、こどもたちへのフィードバックを行いました。	市役所庁内において、こどもの意見の施策反映がなされるように、ファシリテータ派遣等のサポート事業を実施予定です。
	④子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復	2-④-1 (再)	市民課、安土未来づくり課	DV及びストーカー行為等被害者への支援措置	DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。	A	令和6年3月より他市区町村で戸籍情報の閲覧が開始されたことから、戸籍の発行等があった際には他市区町村との連絡を徹底することにより発行後すみやかに発行停止を行うことができました。また、発行停止後職員2名による二重確認により発行停止漏れを防ぐことができました。処理マニュアルを作成しているが、より実践に即したものに随時改訂が必要であると考えます。	当市での受付と他市での受付で、それぞれの作業フロー図を作成します。また、随時マニュアルの改訂や管理用エクセルの改善を行い、人事異動や長期休暇等で担当者が交代した場合にも円滑に対応できるよう対策を講じます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2-④-2	子ども家庭相談室	児童虐待の防止啓発、対応	子どもが自分を守るスキルを学ぶ場の提供や関係機関向け研修会の実施、ケーブルテレビや街頭啓発にて児童虐待防止への呼びかけを実施します。また、本人や保護者、関係機関からの虐待に関する相談対応を行います。	B	虐待の防止啓発、相談対応、ヤングケアラーに関する研修を実施することができました。虐待相談件数は増加しており、虐待への認識が高まった結果だと感じています。虐待防止啓発による成果が一定得られていると評価しています。	子どもが自分を守るスキルを学ぶ場の提供や関係機関向け研修会の実施、ケーブルテレビや街頭啓発にて児童虐待防止への呼びかけを実施します。また、本人や保護者、関係機関からの虐待に関する相談対応をします。
		2-④-3 (再)	学校教育課	いじめや虐待防止のための連携体制の整備、情報共有	いじめをはじめとした問題行動等に対して、組織的に対応するために、生徒指導担当者を充実させ、関係機関、関係課とも情報共有しながら、いじめや虐待の未然防止を図ります。	B	生徒指導担当者会やいじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題専門委員会において、各学校や関係機関、関係課、専門家とともにいじめや虐待防止のための対策を図ることができました。	引き続き生徒指導担当者会やいじめ問題対策連絡協議会およびいじめ問題専門委員会において、各学校や関係機関、関係課、専門家とともにいじめや虐待防止のための対策を図ります。
		2-④-4	教育研究所	不登校や問題行動のある子ども及び保護者への相談支援	行きしぶりや不登校、問題行動等の悩みの相談に応じ、問題解決への糸口を見いだす支援を行います。	B	毎月、各校の訪問教育相談員の報告を受け、ケースに応じて、医師、保健師、臨床心理士に専門的な知見から助言を仰ぎ、解決の糸口へとつながりました。	不登校傾向児童生徒について、教育相談担当の研修を行い、ケース会議の持ち方や支援の在り方等、専門性を高め、校内の支援体制をより充実させます。また、近年増加している低学年の不登校児童に対する支援の1つとして就学前施設に施行として訪問教育相談員を配置し、その効果を検証します。
		2-④-5	学校教育課	不登校の子どもへの学習・人間関係改善、復帰支援	学校に登校しづらい子どもの思いに寄り添いながら、個々の状況に応じた学習支援や人間関係を改善するための支援を行います。	A	不登校傾向児童生徒について、スペシャルサポートルームを各小中学校に設置し、支援員を配置して子どもに寄り添った学習や活動支援を行いました。また、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）による具体的な方策の提案のもと、チームとして支援を行うとともに、福祉や医療機関とも連携を図ることができました。	不登校傾向児童生徒について、スペシャルサポートルームをより充実させ子どもに寄り添った学習や活動支援を行います。また、引き続きスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）による具体的な方策の提案のもと、チームとして支援を行うとともに、福祉や医療機関とも連携を図ります。
		2-④-6	学校教育課	不登校児童の学校復帰支援に向けた大学生派遣	不登校傾向にある児童がエネルギーを高め、自信を回復する中で、段階的に学校復帰ができるよう、子どもと年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして学校に派遣します。	B	市立小学校に16名のスクーリング・ケアサポーターを配置し、不登校傾向にある児童への支援を充実させることができました。	市立小学校に16名のスクーリング・ケアサポーターを配置し、不登校傾向にある児童への支援を充実させます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		2-④-7	学校教育課	教職員研修の充実、特別支援学級交流会、教職員の多文化共生意識啓発	様々な背景をもつ子どもたちに適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるための研修を実施します。	B	多様な価値観を認めるための人権学習に向けて教職員研修を実施し、理解を深めることができました。	引き続き適切な支援を行うための教職員研修・啓発を充実させます。
		2-④-8	生涯学習課、少年センター	不登校やニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者や保護者への相談支援および、関係機関との連携	不登校・ひきこもり・不就労など困難を抱えた子ども・若者とその家族からの電話相談・来所面談等に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	A	【評価の理由】 相談窓口チラシの配布や広報・HP掲載等のほか関係機関連携から、窓口利用の増加につながってきています。 【R6取組実績】 子ども・若者の居場所の確保および、その場所における活動プログラムを整備しました。若者やその保護者を対象としたカフェ（こわかふえ）を、年間5回開催しました。	引き続き、相談窓口の周知啓発に努め、不登校・ひきこもり・不就労など困難を抱えた子ども・若者とその家族からの相談対応、地域の関係機関連携に向けた関係性構築等を進めます。
3 高齢者の人権	①地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備	3-①-1 (再)	福祉政策課	民生委員児童委員による地域福祉活動の推進	民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者、障がい者、子どもなど、様々な住民と関わりながら活動しています。地域と行政の橋渡し役として重要な役割を担いつつ、地域の福祉向上に取り組めます。	B	【理由】 担当エリアを中心に地域住民に対する見守り活動や相談支援等を幅広く行いました。 【実績】 行政または適切な機関への「つなぎ役」という役割を担い、地域の福祉向上に繋がりました。	地域住民が安心して暮らせるよう、見守り活動を実施したり、相談にのったりしながら、行政や関係機関への橋渡し役としての役割を継続して担います。
		3-①-2	福祉政策課	バス借り上げ助成による社会的弱者社会参加促進	高齢者や障がい者等の社会的弱者の介護予防、引きこもり防止のための交流、社会参加促進のための活動等にかかるバスの借上げ費用に対し、補助金交付を行い、外出支援を行います。	A	【理由】 補助金交付を行うことで高齢者や障がい者等の社会的弱者の介護予防等の社会参加促進に繋がることができました。 【実績】 ・ふれあいサロン4団体 ・市民児協、2学区、3部会、計6団体 ・社会福祉協議会1団体 ・障がい児・障がい者団体2団体 ・その他社会福祉団体4団体 上記、補助金申請団体	市ホームページにて周知します。
		3-①-3	建築課	高齢者が安心できる環境整備（バリアフリー化推進 等）	「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって安全かつ快適な生活環境づくりを推進しています。	B	条例に基づき必要な届出を受理しました。 届出件数6件、内適合件数2件	届出対象建築物に対して届出するように促すとともに、条例の内容に適合するように指導していきます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		3-①-4	長寿福祉課	地域活動を担う老人クラブの支援	各老人クラブに対し補助金を交付する事により、グラウンドゴルフ大会や清掃活動等の高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動及びボランティア活動を支援します。	B	近江八幡市老人クラブ連合会及び同連合会未加入の単位老人クラブに対し補助金を交付し、地域活動の支援を行いました。	引き続き、各老人クラブに対し補助金を交付することで、地域への活動支援を実施します。
		3-①-5	長寿福祉課	高齢者の居場所の提供	生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘や通いの場の活動支援を行うことで、高齢者の社会参加を支援します。	B	第2層生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の取り組みや地域の通いの場の発掘、継続に向けた支援を行いました。	引き続き、地域の通いの場の活動状況の把握や新規資源の発掘を推進します。
		3-①-6	長寿福祉課	地域福祉活動拠点の整備	地域の通いの場に対し、施設のバリアフリー化や備品の購入に対し補助金を交付することで、地域福祉活動拠点の整備を支援します。	B	活動拠点となる通いの場の整備にあたり、1団体に対し地域介護予防活動事業補助金を交付し支援を行いました。	引き続き、通いの場の立ち上げ支援や活動備品の購入等に補助金を交付し支援を行うことで地域福祉活動拠点の整備を推進します。
		3-①-7	長寿福祉課	認知症の人やその家族を支えるサポーターの養成および、市民への認知症の理解を促進するサポーターの育成	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修、キャラバン・メイトの認知症啓発活動支援研修、認知症啓発ボランティアのオレンジサポーター定例会を開催し、活動を支援します。	B	キャラバン・メイトの認知症啓発活動支援研修、認知症啓発ボランティアのオレンジサポーター定例会を開催し、活動を支援しました。キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座：7回 オレンジサポーターによる認知症啓発：14回	引き続き、キャラバン・メイトとオレンジサポーターの活動を支援します。
		3-①-8	長寿福祉課	介護予防効果の高い住民主体の通いの場づくり（いきいき百歳体操の普及）	いきいき百歳体操の自主グループ立ち上げを希望する地域住民に対して、体操のポイントなどを指導し、体操に用いる重り等の物品を貸し出すことで、地域におけるいきいき百歳体操の自主グループの立ち上げを支援します。	B	いきいき百歳体操の自主グループ立ち上げを希望する地域住民に対して、体操のポイントなどを指導し、体操に用いる重り等の物品を貸し出すことで、地域におけるいきいき百歳体操の自主グループの立ち上げを支援しました。（令和6年度実績：5か所）	引き続き、いきいき百歳体操の自主グループ立ち上げを支援します。
		3-①-9	長寿福祉課	高齢者の社会参加や市民全体の支え合いに向けた意識の醸成とネットワークの構築	地域住民による自助・互助・共助の取り組みを推進するほか、ささえあい商助推進事業者等の民間事業者とネットワークを構築することで、高齢者の社会参加や地域の支え合いに向けた連携を推進します。	B	ささえあい商助推進会議を開催し、高齢者の社会参加や生活支援を行う民間事業者とのネットワークの構築を行いました。 また、第2層生活支援コーディネーター主導による啓発イベント「オレンジのつどい」を開催し、市民への意識の醸成を行いました。	商助登録事業者の登録件数の増加や事業者同士のネットワーク拡大に向け、引き続きささえあい商助推進会議やイベント等を通じてささえあいの体制づくりを推進します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		3-①-10	商工振興課	高齢者の雇用就業機会の確保と活力ある地域社会づくりの推進	シルバー人材センターへの支援等を通じ、高齢者の社会参画や生きがいを推進します。	A	高齢者の働くことを通じた生きがいのづくりや長年にわたり培った知識、技能等を活かして地域社会への貢献を希望される方々に対し、就業機会を確保・提供するシルバー人材センターへ補助支援を行いました。（補助額：15,734千円）	引き続き、高齢者の就業確保や生きがいをづくりを行うシルバー人材センターへの支援を行います。
		3-①-11	安土未来づくり課	高齢者等の居場所の提供	西の湖に隣接する立地条件を活かした、観光振興と地域福祉の増進が相互に図れる観光福祉拠点として、「西の湖すてーしょん」の適切な維持管理を行います。	B	トイレの衛生管理や建築物定期点検の委託の他、定期的に巡回し、適切な維持管理を行いました。	引き続き、適切な維持管理を行います。
		3-①-12	安土未来づくり課	多世代交流の場の提供	JR安土駅に近い立地条件を活かし、誰もが気軽に集え、生きがいを感じられる居場所づくりのための施設として、「ひだまり庵」の維持管理を行います。	B	定期的に施設内設備の点検や除草作業を行い、適切な維持管理を行いました。 令和6年度実績：利用回数46回 利用人数382人	引き続き、適切な維持管理を行います。
		3-①-13 (再) 追加	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、43自治会が高齢者の人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空Ⅶ」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。 あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
	②利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進	3-②-1	長寿福祉課	一人暮らし高齢者等の在宅生活支援	認知症高齢者事前登録制度等の活用促進により、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごせるまちづくりを推進します。	B	自力で居宅に戻れなくなるおそれのある高齢者に対し、認知症高齢者等事前登録制度を展開することで、一人暮らし高齢者が安心して外出できる環境の整備を行いました。また、既存登録者に対し、登録情報の更新を実施する事でより安心して外出できる環境の整備を行いました。	引き続き、事前登録者数の増加に向けた啓発及び既存登録者の情報更新を行うことにより、高齢者が在宅で安心して過ごせる環境の整備を行います。
		3-②-2	長寿福祉課	高齢者の地域生活の環境整備	生活支援コーディネーターを中心に、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現に向け、通いの場や地域資源の発掘などを行います。	B	第2層生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の取り組みや地域の通いの場の発掘、継続に向けた支援を行いました。	引き続き、第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し新規資源の発掘や地域の通いの場の活動状況の把握を推進します。
		3-②-3	長寿福祉課	施設入居者の人権配慮と施設の適正運営	権利擁護に関する意識向上を目的に施設職員へ虐待防止啓発や研修を実施するとともに、関係課と連携を図り、施設が適正に運営されるよう支援します。	B	施設職員の権利擁護に対する意識向上のため、施設等への虐待防止啓発（研修会）を開催しました。	昨年度に引き続き、施設等への虐待防止啓発（研修会）を開催します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		3-②-4	長寿福祉課	介護家族への支援、虐待防止、緊急一時保護、権利擁護の推進	虐待を早期に発見する仕組みづくり、虐待防止のための関係機関との連携、成年後見制度の利用促進を推進します。	B	居宅介護支援事業所向けに養護者支援に関する研修会を実施しました。また、虐待の早期発見と虐待防止の理解促進のため、広報にて啓発を行いました。 成年後見制度については、相談の対応を行いました。	居宅介護支援事業所向けに養護者支援に関する啓発を実施します。 引き続き、相談があった際には制度説明を行います。
		3-②-5	介護保険課	施設の適正運営と入所者の権利擁護、虐待防止	管内事業所に対し、定期的に運営指導を行うことで、不適切な運営・虐待等を未然に防ぐとともに、権利侵害等につながるものについては、他課・他行政庁とも情報連携を行い、指定権者として必要な対応を行います。	A	介護相談員の定期的な事業所訪問や三者会議の実施により、問題の改善やサービスの質の向上が図られました。運営指導により、不適切な運営を是正することができました。	引き続き、運営指導を実施していきます。介護サービス事業者向けに、長寿福祉課と共催で高齢者虐待防止のための研修会を実施します。
		3-②-6	安土未来づくり課	高齢者・障がい者等移動困難者の移動手段の確保、社会参加の推進	障がい者や要介護認定者等公共交通機関の利用が困難な市民の移動手段の確保を図り、市民福祉の増進に寄与するため、福祉自動車のあり方を検討しつつ、安土町区域内において運行します。	B	利用者の先行としては、約80%が医療機関となっており、多くの方が通院に利用されています。次いで、公共施設等となっており、利用者の社会参加に貢献することができました。 令和6年度実績：利用回数 2,323回 運行日数 287日	福祉自動車では、利用対象者が限定されていましたが、地域密着移動支援確保事業の稼働等で、障がいや要介護等の方だけでなく、地域の実情に合わせて、利用できる対象者を交通弱者全体に広げることができたことから、令和7年3月31日をもって事業を終了しました。
4 障がいのある人の人権	①地域における自立・社会参加への支援	4-①-1	障がい福祉課	更生訓練による社会参加支援	障害者総合支援法上の就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対して、通所に要した公共交通機関利用運賃の一部助成を行います。	B	障害者手帳所持者向けの制度案内「障がい福祉の手引き」に記載し新規利用者へ制度の案内をしています。 既存の事業所通所対象者には、事業所を通じて通知文を送付し案内を行っています。令和6年度の助成対象者は48名。	今後も事業の周知及び助成を行います。
		4-①-2	障がい福祉課	障がいへの正しい理解を深めるための啓発、ヘルプカードの周知・配布	障がい者理解促進のための講師等派遣リストを作成し、講師の派遣を行うとともに、発達障がいと精神障がい理解のための研修会を隔年ごとに開催し、障がい理解の啓発を行います。また、障害者手帳交付時にヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を行います。	A	「障がい者理解促進のための講演会・研修会への講師派遣リスト」に基づいた講師派遣を16件行いました。また、「発達障害障がい者の就労」をテーマにした発達障がい理解のための研修会を開催しています。 新規の障害者手帳交付時や更新時にヘルプマークの案内をしています。掲示ポスターやTVCM等をきっかけに配付を希望される方も増えており、年間200件程配付しています。	市HP・広報等で幅広く講師派遣リストの活用を促すとともに、企業・民生委員に向けてもリストを活用した研修会の開催を依頼します。障がい理解のための研修会については、発達障がいに関する研修会を実施します。 ヘルプマーク・ヘルプカードについては、今後も普及啓発を継続します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		4-①-3	障がい福祉課	障がい者の自立・社会参加支援	障がいのある人の在宅生活や社会活動を支援する人材確保に向けて、福祉の魅力を発信する取組を進めます。障がいのある人の自立と社会参加に欠かせない「身体障害者補助犬」について、普及啓発を推進します。	B	令和4年度に作成した「障がい福祉職場の魅力発信DVD」について、市内の中学校への配布を行いました。また「身体障害者補助犬」については、広報掲載と市HPでの啓発を実施しました。	「身体障害者補助犬」について広報、市HPでの普及啓発を継続します。
		4-①-4	障がい福祉課	障がい者の相談・生活・就労支援	障がい者相談員を配置し、身体・知的・精神・発達障がいのある人等に対し、相談支援窓口機能として、総合的な生活支援を行います。	C	障がい者相談員を配置し、広報やHPで相談員の存在を周知し、また、障がい者相談会を5回開催しました。障がい者相談会の利用者は少なく、成果を得られたとまでは言えませんでした。	相談会をより多くの人に知ってもらえる様、障がい者相談員の周知方法を見直します。
		4-①-5	障がい福祉課	障がい者のコミュニケーション支援、情報バリアフリーの充実	手話通訳者をはじめとするコミュニケーション支援従事者の派遣や、啓発リーフレットおよび「障がいのある人に対する情報保障のためのてびき」を活用した啓発を行います。	A	市民および各関係団体等からの依頼により、随時コミュニケーション支援従事者の派遣を行いました(336件)。また、障がいの理解に関する出前講座を学校などで随時実施し、その際に啓発リーフレットを配布し啓発に努めました。	引き続き事業を継続します。
		4-①-6	障がい福祉課	障がい者の自己実現、相互交流推進	障がい者スポーツ大会の周知や、「よかっとないむ」や「よか♡すべす」等の余暇支援事業の実施により、障がいのある人の相互交流の推進や社会活動への参加促進を図ります。	A	県障害者スポーツ大会について市HP、広報等を用いて周知を行いました。「よか♡すべす」・「よかっとないむ」や「ホリデーサービス」「サマーホリデーサービス」等の事業を実施し、障がいのある方の相互交流の推進や社会活動への参加促進を図りました。	引き続き事業を継続します。
		4-①-7 追加	障がい福祉課	福祉フェスティバルの開催	障がい者週間にあわせて、障がいに対する理解促進と障がいの有無にかかわらずあらゆる分野で活動されている方々の交流の場となることを目的に「ふくふくフェスタ おうみはちまん」を開催します。	A	午前中に作業所の自主製品の販売、体験コーナーや団体活動展示、午後からは当事者を中心としたステージ発表を行いました。参加者は、230名にのぼり、「触手話を初めて体験して手話への関心が高まった」「ポッチャや手話歌が楽しかった」など好評を得ました。	引き続き事業を継続します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		4-①-8	商工振興課	障がい者への理解を深めるための研修等の実施、就労相談	企業に対するセミナーを通じ、障がい者理解の促進に努めます。また、ハローワークやキャリアコンサルタンと連携し、就労に関する相談受付を行います。	B	セミナーについては、実施できていません。ハローワークやキャリアコンサルタントと連携した就労相談については、計52件の相談を受け付けました。	セミナー等を通じ障がい者の理解促進につながるよう呼びかけます。 ハローワークやキャリアコンサルタントと連携した就労相談については、引き続き実施し、就労相談を必要としている多くの方へ届くよう周知啓発に努めます。
		4-①-9 (再)	幼児課	障がい者のコミュニケーション支援、情報バリアフリーの充実	手話ソングの取り入れや、多言語を取り入れたあいさつやあそびの共有を行います。	B	行事等で手話ソングを歌ったり、園歌にも手話を取り入れています。また多言語を使って朝の会でのあいさつ等を言う機会を設けました。	障がい等への理解や学びを深めながら、手話ソングやマカトン、多言語を取り入れた保育を充実させます。
		4-①-10 追加 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、17自治会が障がい者の人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空Ⅶ」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。 あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
	②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援と権利擁護	4-②-1	障がい福祉課	施設、事業所等での権利擁護、虐待防止	毎年10月(啓発強化月間)に障がい者虐待防止の普及啓発事業の一環として市民や支援機関等にティッシュ配布を実施します。また、虐待防止のため、必要に応じ施設・事業所等への虐待研修を行います。	A	10月に障がい者虐待防止の普及啓発として関係機関にティッシュ配布し、市民に向けては近江八幡駅前街頭啓発を行いました。また、障害福祉サービス事業所向けに虐待防止に関する意見交換会を開催しました。	引き続きティッシュ配布による啓発を継続するとともに、虐待防止に関する研修については、障がい福祉サービス別の研修会を企画します。
		4-②-2	障がい福祉課	地域アドボケートの周知と差別解消に関する相談支援	障害者差別解消法に係る相談窓口として当課と地域アドボケートの周知及び相談支援を行います。	A	広報「おうみはちまん」に地域アドボケートの記事を掲載して活動内容と相談先の周知を図りました。	引き続き周知と相談支援を継続します。
	③すべての市民にやさしいまちづくりの支援	4-③-1	障がい福祉課	障がい者の移動支援による社会参加促進	障がい児又は障がい者が、外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人を派遣することにより、社会活動への参加促進を図ります。	A	移動支援事業について、令和6年度は24事業所と契約を締結し、のべ102人の利用実績がありました。	契約希望事業者とは速やかに契約を行い、利用者の利便性の維持・向上のため契約事業者数の確保に努めます。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		4-③-2	障がい福祉課	精神障がい者の地域移行支援	東近江圏域サービス調整会議の精神部会にて、地域移行について必要な支援や課題について検討します。連携アセスメントシートを作成し、滋賀八幡病院との連携強化を図ります。	C	個別支援の中で病院との連携にてスムーズな地域移行に向けて支援をしているが、精神部会として地域移行についての必要な支援や課題の整理には至らず検討が必要です。	地域移行についての病院とのスムーズな連携方法を検討します。
		4-③-3	障がい福祉課	安全で快適な生活環境づくりと障がい者マークの普及啓発	「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって安全かつ快適な生活環境づくりを推進するとともに、障がい者マークの普及啓発を推進しています。	B	ヘルプマークや耳マークなど障がい者マークの窓口周知を行うとともに、広報で聴覚障がいのある人を示すマークを紹介して障がい者への配慮のよびかけと安心の提供の啓発を行いました。	引き続き障がい者マークの更なる啓発に努めます。
		4-③-4 (再)	安土未来づくり課	高齢者・障がい者など移動困難者の移動手段の確保及び社会参加の推進	障がい者や要介護認定者等公共交通機関の利用が困難な市民の移動手段の確保を図り、市民福祉の増進に寄与するため、福祉自動車のあり方を検討しつつ、安土町区域内において運行します。	B	利用者の行先としては、約80%が医療機関となっており、多くの方が通院に利用されています。次いで、公共施設等となっており、利用者の社会参加に貢献することができました。 令和6年度実績：利用回数 2,323回 運行日数 287日	福祉自動車では、利用対象者が限定されていましたが、地域密着移動支援確保事業の稼働等で、障がいや要介護等の方だけでなく、地域の実情に合わせて、利用できる対象者を交通弱者全体に広げることができたことから、令和7年3月31日をもって事業を終了しました。
	④障がいのある子どもたちへの教育の推進	4-④-1 (再)	幼児課	保育所での子どもの権利保障、保育職員研修、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、職員研修、子どもの発達の特徴に適した教材の提供を行います。	A	保育所・こども園において保護者向け啓発紙を年間約10回発行し、人権にかかわる子どもの姿を中心に作成することで保護者も人権について興味や関心を持ちもらうことが出来、人権保育の啓発につながりました。また、保育者が一人一人の子どもの発達の特性に適した教材研究をし提供することで、一人一人の発達につながりました。	職員が人権保育の学びを深め保育内容を展開し、一人一人のこどもの発達や特性に合わせた支援や教材提供を行います。
		4-④-2 (再)	幼児課	幼稚園での子どもの権利保障、幼稚園教諭への研修、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切に、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくり、人権意識を高める研修を行います。	A	発達や支援、多文化等に関心を持ち理解を深められる研修を実施し、幼児もさまざまな人権に関する絵本の読み聞かせ等により、身近な生活の中で互いを認め合う事の大切さを感じ気付くことにつながりました。	互いを認め合える仲間づくりを意識した保育実践を基にして人権意識を高める研修を行い、発達や支援に応じた保育環境づくりに努めます。
		4-④-3	幼児課	民間保育所での人権保育、障がい児保育環境の整備	絵本環境の充実、適正な加配職員の配置、各種研修の案内を行います。	A	各種研修については、発達支援を含む人権研修を8回実施し、学ぶ機会を持つことが出来保育環境の充実につながりました。	様々な人権保育や障がい児保育環境の充実を図ります。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		4-④-4	発達支援課	障がい児の地域交流・共生	障がい児通所支援やペアレントメンターによる保護者相談等を通じて、障がい児とその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。	B	ペアレントメンターによる個別相談や先輩保護者と語る会を実施し、29名の保護者に参加いただきました。また、保護者交流会では30名の保護者の参加がありました。このことにより安心して保護者同士のつながりを生み出すことができました。	引き続き相談会や交流会を実施し、障がい児の家族の不安解消や地域での安心できる暮らしに向けて取り組みます。
		4-④-5	発達支援課	障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実	乳幼児健診等を行う保健センター等と連携し、障がいの早期発見に努め、発達相談を通じて早期療育につなげるとともに、療育施設等の環境整備を行います。	B	乳幼児健診から年間87件が発達相談につながり、早期発見につなげることができました。また、全ての療育用セラピーマットの更新を行い療育環境の整備を行いました。	障がいの早期発見につながるよう引き続き保健センターをはじめとする関係機関との連携を密に行い、障がいのある子どもの早期療育につなげ、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるよう支援していきます。
		4-④-6	発達支援課	対象児の幼保訪問支援	保育所等の在籍児童が、集団生活に適應するための支援が必要な場合に、その施設に専門職が訪問し、児童に対する専門的支援や職員に支援方法の指導を実施します。	B	35名の対象児に対し、年間のべ363回の訪問支援を行いました。集団場面における適應に関して必要な支援が行えました。	引き続き市内全ての就学前施設で支援を必要とされている方に対して、サービスの提供をしていきます。
		4-④-7	学校教育課	障がいにかかる人権教育の実施	障がいのある人に対する正しい知識と理解の促進のための人権教育を推進します。	B	市立小・中学校において、ゲストティーチャーを招くなどして、障がいについて人権学習を進めることができました。	引き続き障がいにかかる人権教育を充実させます。
		4-④-8 (再)	学校教育課	教職員研修の充実、特別支援学級交流会、教職員の多文化共生意識啓発	様々な背景をもつ子どもたちに適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるための研修を実施します。	B	多様な価値観を認めるための人権学習に向けて教職員研修を実施し、理解を深めることができました。	引き続き適切な支援を行うための教職員研修・啓発を充実させます。
		4-④-9	学校教育課	特別支援教育支援員による教育推進	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習をスムーズに進め、安心した学校生活を送るために特別支援教育支援員を配置します。	B	市立小・中学校に39名の特別支援教育支援員を配置し、学校生活における児童生徒への支援を充実させることができました。	市立小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、引き続き児童生徒への支援を充実させます。
		4-④-10	学校教育課	インクルーシブ教育の考えに基づく地域・学校での支援	障害のある子どもの教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。	B	学びの場を柔軟に選択できるように適切な就学相談の推進や「副籍制度」や「交流及び共同学習」を通して共に学ぶ取組に努めることができました。	適切な就学相談・支援や、「副籍制度」「交流及び共同学習」を通して共に学ぶ取組を推進します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
5同和 問題 (部落 差別)	①教育・啓発の充実	5-①-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、3自治会が同和問題をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
		5-①-2	人権・市民生活課	街頭啓発の実施	滋賀県では、毎年9月を同和問題啓発強調月間と定めていることから、県内市町や関係機関と連携して街頭啓発を実施するほか、各所へ啓発物品を配付し、同和問題への意識喚起を行います。	A	9月1日(月)にJR近江八幡駅にて街頭啓発を行ったほか、各学区コミュニティセンター等市の施設にポスターおよび啓発物品を配布し、意識喚起を行いました。	引き続き実施します。
		5-①-3 (再)	商工振興課	事業所への人権情報提供、人権学習支援、事業者への人権尊重の理解・取り組み支援	事業所への訪問を通じて、人権研修への取組状況について調査や啓発を行います。また、人権問題をテーマとしたセミナーを開催し、人権尊重の理解促進に努めます。	B	事業所への訪問は1件であるものの、書面等で事業所内の人権研修の実施状況調査を行いました。人権問題をテーマとした研修については、他市町や関係機関によって構成される東近江地域労働対策連絡会の主催で開催し、人権尊重の理解促進につなげることが出来ました。	関係機関と連携を取りながらセミナーを実施し、事業者への人権尊重(企業内人権)の啓発を行います。
		5-①-4	生涯学習課	同和問題にかかる人権教育の実施	同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、早期解決をめざして、小中学校での人権教育を充実させます。	A	各校の実態に応じて、同和問題に関する人権教育を実施しました。その中で先進的な取組をしている小学校の取組を紹介し教職員の人権意識の向上に努めました。	差別をなくす担い手を育てるという意識が教職員に広がるよう適宜、研修を実施します。
		5-①-5 (再)	生涯学習課	住みよいまちづくり推進講座、様々な人権分野にかかる人権学習支援	各学区ごとに子ども・高齢者・障がい者・部落問題・男女共同参画・インターネットと人権など幅広い人権問題をテーマに年2～3回程度講座を開講していただきます。	A	【評価の理由】 各コミセン3回以上実施目標に対し、全コミセンにおいて実施達成しました。 【R6取組実績】 実施10学区30回(参加数延1406名)	市コミュニティセンター会議において地域における人権学習の重要性を共有し、部落問題ははじめ幅広く人権テーマをもって全10学区実施を目指します。
	②研修の充実	5-②-1	人事課	同和問題への市職員意識啓発	各所属において人権研修を進めていただくほか、日本特有の人権問題である同和問題について、新規採用職員の段階で複数回、座学のみでなく、現地に赴き実際に話を聞く等の研修を実施します。	A	新規採用職員を対象として、人権研修を実施し、「人権行政」の担い手となる職員としての自覚の向上を図りました。また、フィールドワークとして実際に現地へ赴き、その地域の方から話を聞く機会を設けました。	現地での研修を行うことで、イメージだけでなく実体験を伴う知識が得られるため、非常に重要な研修であると考えます。引き続き、関係団体と協力しながら取組を継続します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		5-②-2 (再)	生涯学習課	保幼小中連携による生活・学力向上のための教職員・PTAの人権研修	学区ごとに保幼小中の教職員が一同に介し、人権に関する研修会を行います。また、教育委員会の指導主事が、各校に訪問し人権学習の授業を参観後、教職員に対して人権に関する指導助言を行います。	A	各学区の実態に応じて、保幼小中高の教職員が集まり、人権の講演会やグループに分かれて分散会を実施することができました。	様々な人権課題に対して、教職員・PTAが子どもの良きモデルとなるような人権研修を継続して行います。
	③調査の実施・相談体制の整備	5-③-1 (再)	市民課、安土未来づくり課	各種証明書の不正取得の防止、本人通知制度の普及啓発	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を、本人の代理人や第三者(国又は地方公共団体の機関を除く)に交付した場合、事前に登録した人に対して交付があった事実を郵送で通知します。この制度により、住民票の写し等の不正請求の早期発見や個人の権利の侵害につながる不正取得の未然防止を図ります。	B	令和5年度登録率0.56%から令和6年度登録率0.6%に増加したことから一定成果を得られたと考えます。令和6年度は登録者増加を図るため、市の広報誌に本人通知制度案内の掲載、郵便請求する際に本人通知制度の案内を同封して送付するなど登録啓発に取り組みしました。	令和6年度と同様に新規採用職員研修内で制度案内チラシを配布、転入セットへのチラシの同封、制度を説明したチラシや啓発用の掲示物を窓口へ設置及び掲示、市のホームページに制度について掲載するなど登録啓発を行い引き続き登録者数拡大のため制度周知に努めます。
		5-③-2 (再)	人権・市民生活課	相談窓口や支援機関の周知・案内	市広報やホームページ、パンフレット等により相談窓口や支援機関を周知します。	A	市広報やホームページにて情報提供を行い、国・県等から配布されるパンフレット類を窓口へ設置し周知に努めました。	引き続き周知に努めます。
		5-③-3 (再)	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	月2回、人権擁護委員による特設人権相談所を開設し、窓口でも相談を受け付けました。また、相談のあった部落差別に関するインターネット動画等について、大津地方法務局に削除要請を行いました。	引き続き、月2回の特設人権相談所を開設や、窓口での相談受付を行います。
		5-③-4	人権・市民生活課	差別事象対応マニュアルの作成・周知	差別事象が発生(発見)した場合に適切に対応できるよう、事前に周知し職員間の共通理解を図ります。	A	年度当初に各課に対し、差別事象対応マニュアルについて周知を行いました。	引き続き周知を行います。
		5-③-5 追加	人権・市民生活課	差別動画の削除要請	インターネット上に投稿された本市関連の部落差別動画について、調査の上、法務局に対して削除要請を行います。	A	市民から情報提供のあった差別動画について、調査し削除要請を行いました。	引き続き適切に対応します。
	④関係団体、関係機関との連携の促進	5-④-1	人権・市民生活課	関係機関との連携	県人権センターや部落解放同盟滋賀県支部と連携し、情報交換や研修会への参加、合同啓発活動等を行います。また、市人権尊重のまちづくり推進協議会委員等の関係者に対し、講演会や研修会の情報提供を行い参加を促します。	A	県人権センターや部落解放同盟滋賀県支部と連携し、情報交換や研修会への参加、合同啓発活動等を行いました。また、市人権尊重のまちづくり推進協議会委員等の関係者に対し、講演会や研修会の情報提供を行い参加を促しました。	引き続き関係機関と連携します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		5-④-2	商工振興課	関係機関との連携	県人権センターやハローワーク、近隣市町で構成する東近江地域労働対策連絡会と連携し、企業と高等学校との情報交換会や研修会を実施します。	A	東近江労働対策連絡会と連携して企業と高等学校との情報交換会実施し、学校27校、企業72社の参加がありました。研修会については、「『就職差別に関する調査2023』について」を実施しました。	引き続き、関係機関と連携しながら企業と高等学校の情報交換会及び研修会を実施します。
6 外国人の人権	①行政サービスの充実	6-①-1	まちづくり協働課	市役所窓口等での多言語通訳および相談業務、行政文書翻訳業務の実施	多言語通訳及び相談業務や行政文書翻訳業務を近江八幡市国際協会に委託し、外国人住民が市役所の窓口等で行政手続きや相談を行う際に、外国語による通訳を行います。	B	市国際協会に委託している近江八幡市外国人相談窓口について、令和6年度は約1100件程度の相談がありました。また、広報おうみはちまん外国語版を発行し外国人住民に対する情報提供を行いました。	引き続き市国際協会に委託を行い外国人住民の行政手続き等の支援や相談対応を行います。外国語版広報を通じた情報提供を行います。
		6-①-2	秘書広報課	市ホームページの多言語化	市ホームページにおいて、「英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語」への翻訳機能を付加します。	B	多言語翻訳機能を付加していますが、Google翻訳であるため、翻訳の正確性が不明瞭です。	引き続き、多言語翻訳機能を付加します。
		6-①-3	生活環境課	ごみカレンダーの多言語化	近江八幡市ごみ分別アプリでエリア設定をすることで、収集区域ごとにごみカレンダーの確認が可能です。アプリの言語はスマートフォン自体の言語設定と紐づいており、現在ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語に対応しています。	B	多国籍住民向けへのごみ分別や出し方については、ごみ分別アプリにて情報発信しているところですが、地元からの要望や相談などに応じて外国語版ごみステーションの看板・ごみの出し方のチラシなどを随時作成し、正しく情報を理解していただけるように努めました。	令和6年度と同様、アプリと並行して様々な情報発信に取り組むことで、多国籍の方がごみ出しについて理解できるよう努めます。
		6-①-4	幼児課	情報提供にかかる多言語化	各種申し込みや説明の多言語化を実施します。	B	多国籍幼児支援員の他、タブレットを活用し、外国にルーツを持つ幼児や保護者の対応にあたりました。	安心した園所生活を送っていただくため、必要に応じ、外国籍幼児支援員の充実（通訳および翻訳）を図ります。
		6-①-5	健康推進課	情報提供にかかる多言語化	外国語版の乳幼児健診のアンケート及び予防接種の問診票の作成や、外国語版の母子手帳を交付します。また乳幼児健診や訪問等、必要時はポケットの活用や、国際協会へ通訳を依頼します。	B	来所者の分かりやすい言葉に配慮し、事業の案内を外国語版、もしくは振り仮名付きの平易な文章で通知しました。乳幼児健診ではポケットや国際協会の通訳士の支援を得ながらサービスを提供しました。	引き続き多言語での情報提供を行ってまいります。
		6-②-1	まちづくり協働課	日本語交流教室・外国につながる子どもたちの学習への支援	各コミュニティセンターにて、市内外国人住民を対象とした日本語教室を開催し、日本語の学習のほか、様々な活動を通して交流を図ります。	B	地域の日本語交流教室に対して、市国際協会を通じて支援を行いました。各教室におおむね5～10名程度の参加がありました。	外国人住民の居場所づくりの場として引き続き支援を行います。
	②多文化共生教育の推進							

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		6-②-2	まちづくり協働課	多文化共生のための各種講座の開催	外国の食や暮らしを通し、多文化共生について考える機会を市民に提供します。	B	市国際協会により多文化まるごと講座（ミャンマー編）が1回開催され、20名程度の参加がありました。	多文化まるごと講座を1回以上行うことで地域の多文化共生に対する意識の醸成に努めます。
		6-②-3	学校教育課	日本語指導・母語支援、通訳・翻訳員による外国籍児童生徒の教育支援	様々な国や地域にルーツをもつ子どもが心豊かに安心して暮らせるように、言語の支援を行います。	B	日本語指導・母語支援員を8名配置し、生活言語や学習言語の習得の支援を行いました。	支援員による支援に加えて、ICTを活用することで引き続き児童生徒への支援を充実させます。
	③社会参加の促進	6-③-1	まちづくり協働課	外国人住民グループや支援グループへの支援	コミュニティセンターで開催されているワールドアミーゴクラブに対し、市国際協会を通じて支援を行います。	B	市国際協会を通じて会場の手配等の支援を行いました。	外国にルーツを持つ子どもたちの支援の場として引き続き支援を行います。
		6-③-2	商工振興課	異文化理解促進のための研修等の実施	企業に対するセミナーを通じ、異文化理解の促進に努めます。	B	当課が事務局を務める近江八幡市企業内人権問題推進連絡会が主催となり「外国人雇用セミナー」を開催しました。	必要に応じて、セミナー等を通じ企業向けに啓発等を行います。
	④多文化共生意識の形成	6-④-1	まちづくり協働課	市民への多文化共生意識醸成のための各種イベントの開催や参加、友好親善使節団の交流	国際交流・多文化共生について相互理解を深める目的で「わいわいフェスタ」実施し、多文化共生について身近に感じてもらう機会を市民に提供します。また、滋賀県ミシガン州友好親善使節団派遣の交流事業を行います。	B	わいわいフェスタは実施予定日と国政選挙の日程が重なり会場を使用できず中止となりました。ミシガン州友好親善使節団として、本市から5名が派遣されました。ホームステイ等を通じてホストファミリーとの交流を行いました。	わいわいフェスタを開催し多文化共生について身近に感じてもらう機会を提供します。また、令和7年度はミシガン州友好親善使節団の受け入れを行います。
		6-④-2	まちづくり協働課	市職員向けの研修の実施	「やさしい日本語」の使い方セミナーを実施し、窓口業務はじめ、様々な情報を外国人住民にわかりやすく伝えるための研修を実施します。	B	市職員向けのやさしい日本語のセミナーを1回実施し、15名程度の参加がありました。	引き続きやさしい日本語の周知のため研修を行います。窓口業務が多い部署に参加していただけるように日程の調整を含め検討します。
		6-④-3	人権・市民生活課	人権啓発イベントでの多文化共生意識の醸成	人権フェスティバル等の人権啓発イベントにおいて、外国人住民や支援者が共に参加するメニューを入れることで、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。	A	10月19日（土）に開催した人権フェスティバルin馬淵において、市国際協会を通じてオープニングに南米ダンス教室「ミ・ペルー」さんにご出演いただき、参加者に多文化共生の意識向上を図ることができました。	引き続き、人権啓発イベントにおいて外国人住民や支援者が参加するイベントを入れ、多文化共生意識の醸成を図ります。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		6-④-4 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、6自治会が外国人の人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空Ⅶ」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。 あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
7 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権	①教育・啓発の充実	7-①-1	人権・市民生活課	パートナーシップ宣誓制度	一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する宣誓書受領証を交付する「近江八幡市パートナーシップ宣誓制度」を実施します。	B	令和5年7月から近江八幡市パートナーシップ宣誓制度を開始しています。令和6年度は2月に近江八幡図書館にて結婚の平等（同性婚）について考えるパネル展「私たちだって“いいふうふ”になりたい展in近江八幡2025」を開催し、性的マイノリティの人権について啓発を行いました。	引き続き近江八幡市パートナーシップ宣誓制度の周知に努めるとともに、性的マイノリティの人権の啓発を行います。
		7-①-2 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、10自治会が性的指向・性自認に関する人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空Ⅶ」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。 あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
		7-①-3	幼児課	性の多様性への理解を深めるための研修等の実施	研修参加および研修内容の共有を行います。	C	各園所では性の多様性への理解を深めるために研修をされています。また、個人での研修の参加は出来ていますが、幼児課主催の研修会は実施出来ていません。	性の多様性への理解を深めるための研修や研修内容の充実を図るよう積極的に行っていきます。
		7-①-4	生涯学習課	性的指向・性自認に関する人権教育の実施	性の多様性に対する理解を深め、お互いの性のあり方を尊重し認められるよう、小中学校での多様な性についての教育を推進します。	A	各校の実態に応じて、性の多様性に関する人権教育を実施しました。その中で先進的な取組をしている小学校の取組を紹介し教職員の人権意識向上にも努めました。	教職員の「性」の多様性に関する理解がより高まるよう、人権研修を継続して行います。
		7-①-5	商工振興課	性の多様性への理解を深めるための研修等の実施	企業に対するセミナーを通じ、性の多様性への理解の促進に努めます。	D	性の多様性への理解促進となるようなセミナーは実施できませんでした。	必要に応じて性の多様性の理解促進につながるセミナーを実施します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	②相談体制の充実	7-②-1 (再)	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	月2回、人権擁護委員による特設人権相談所を開設しました。また、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎました。	引き続き、月2回の特設人権相談所を開設や、窓口での相談受付を行います。
8 インターネットにおける人権	①情報の受発信における教育・啓発の推進	8-①-1	情報政策課	職員の情報モラル・情報リテラシー向上	毎年、新規採用職員および各所属ICT推進員を対象とした情報セキュリティ研修を実施します。また、各所属への情報セキュリティ監査を定期的に実施します。	B	ICTに関する技術の進歩に伴い、情報セキュリティインシデントに繋がる事象も多様化していくことから、ヒアリング内容等についても随時内容を更新していく必要があります。	情報セキュリティ研修未受講者へは受講勧奨すると共に、情報セキュリティ監査については総務課と合同で（特定）個人情報保護に関する監査も実施します。
		8-①-2 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、13自治会がインターネットにおける人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。あわせて、より学習効果の高い教材について検討します。
		8-①-3	学校教育課	インターネットにおける人権教育の実施	子どもがネット上でのいじめ等の人権侵害や、SNSを利用した犯罪等に巻き込まれないよう、児童・生徒等へのインターネットを安全かつ適切に利用するための教育を推進します。	B	発達段階に応じ、情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための授業実践を行いました。	引き続き発達段階に応じて児童・生徒等へのインターネットを安全かつ適切に利用するための教育を推進します。
		8-①-4	情報政策課	インターネット安心安全の講演会・研修会	スマートフォンの使い方や、インターネット上で犯罪に巻き込まれないための啓発講座を開催します。	B	スマートフォン教室として、スマートフォン使用に不慣れな方向けの講座を実施しました。今後もニーズを把握しながら講座内容や開催方式を検討していく必要があります。	スマートフォン教室での予算化ができなかったため、無償の範囲での講座開催を新庁舎完成後に実施で調整中です。
	②インターネットにおける人権侵害への対応	8-②-1 (再)	人権・市民生活課	相談窓口の案内、関係機関との連携	市広報やホームページで相談窓口や支援機関を周知します。また、窓口や電話で人権相談を受けた際は、適切な相談窓口を案内します。	A	市広報やホームページにて情報提供を行い、国・県等から配布されるパンフレット類を窓口を設置し周知に努めました。	引き続き周知に努めます。
9 患者（感染者）の人権	①患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進	9-①-1	健康推進課	エイズ相談、HIV抗体検査の実施	市民から相談があった場合、保健所が実施するHIV相談やエイズ検査について情報提供を行います。	B	感染症対策を主幹する県や保健所からの依頼および情報提供があれば健康推進課でも情報発信を行ったが、HIVやエイズ検査に関する相談が市民からなかった。	引き続き市民から相談があった場合には情報提供を行います。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
		9-①-2 (再)	総合医療センター	インフォームド・コンセント等の患者の人権配慮、医療情報の適切管理、情報開示、相談・支援体制の充実	インフォームドコンセントの推進、カルテ等含む医療情報の管理・開示、患者・家族等からの相談時のプライバシー保護を徹底する。	B	「当センターで医療を受けられる方の権利」に基づき、治療方針や検査内容などについて、患者と医療従事者双方が合意した形で診療を行っています。また診療情報・診療記録の開示を求める権利については、個人情報保護の徹底と速やかな開示（申請より14日以内）を行っています。患者相談時については、プライバシー保護のため個別の部屋を利用しており、部屋不足の件については、予約で日程調整できるものに関しては、朝夕の時間に実施するなど創意工夫しています。	引き続き施策を実施していきます。
	②感染症の患者等への差別・偏見の解消	9-②-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して、資料の提供やDVDの貸出を行います。	B	各自治会長および人権尊重のまちづくり推進員に、人権尊重のまちづくり懇談会の開催にかかる説明会兼研修会を学区毎に実施しました。懇談会を実施した130自治会のうち、1自治会が患者（感染者）の人権をテーマとして実施されました。また、令和5年度に改訂した啓発冊子「青空VII」をはじめ、研修に際しての資料の提供やDVDの貸出しを行いました。	引き続き開催支援を行います。
	③感染症の患者等への人権擁護の推進	9-③-1	総合医療センター	感染症の患者等への入院延長勧告等における人権擁護、プライバシーの保護	感染症患者に対するプライバシーの保護	B	現在、新型コロナウイルス感染症での入院勧告はありませんが、結核等を含む他の感染症については、従来通りですので、引き続きプライバシーに配慮し対応していきます。	引き続き施策を実施していきます。
10 様々な人権問題	①固有の歴史・文化を持つ人々の人権	10-①-1	人権・市民生活課	啓発冊子の配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	啓発物資を窓口等に設置および掲示しました。	引き続き啓発物資を窓口等に設置および掲示します。
	②犯罪被害者の人権	10-②-1	人権・市民生活課	犯罪被害者への支援	犯罪被害者遺族への遺族見舞金の給付および、犯罪被害者への傷害見舞金の給付を行います。	A	令和6年度については、申請はありませんでした。	引き続き実施します。

分野	施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	評価の理由・R6取組実績	R7取組計画
	③刑を終えて出所した人の人権	10-③-1	福祉政策課	社会を明るくする運動・更生保護活動への支援	犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことのないよう、その立ち直りを地域で支える更生保護活動を行う保護司会と連携し、更生への理解を深め、安心・安全なまちづくりに繋がる「社明運動」を推進します。	B	【理由】 保護司会からの相談に適切、柔軟に対応することができました。 【実績】 ・強化月間に伴い、庁内にのぼり旗を設置 ・更生保護大会	市内公施設を更生保護活動で利用する際の減免情報を提供するなど、保護司が安心して活動できるよう協力します。
	④災害被災者の人権	10-④-1	福祉政策課	避難行動要支援者への支援体制整備	災害時に自力で避難することが難しい方を支援できるよう、名簿の作成・管理を行い、同意した方は平常時から地域の支援者に情報共有を行う等、災害時の避難誘導や安否確認を迅速に行う体制を整えます。	A	【理由】 ・地域や福祉専門職への説明等により、周知啓発が出来た。また、難病患者についての個別避難計画も2件策定できました。 ・担当者会議を行い、関係機関との情報共有や一定の役割分担が出来ました。 【実績】 ・地域啓発を7回実施。 ・新規対象者への全件通知送付。	・定期的な担当者会議による計画作成の体制整備に向けた検討。 ・地域に対する避難行動要支援者制度および個別避難計画に関する周知・啓発。 ・保健所等と連携した難病患者の個別避難計画の策定。 ・計画策定優先対象者の個別避難計画策定に係る福祉専門職への働きかけ。
		10-④-2	危機管理課	自治会等に対する講演会、住民防災組織育成のための研修会等の実施	自治会・市内団体等からの依頼に対して出前講座を実施します。	A	令和6年度は19回延べ572人を対象に実施しました。主な内容は「災害への備え」「災害時における避難行動について」「施設における避難誘導について」について。	令和6年度と同様に、自治会・市内団体等からの依頼に対して出前講座を実施します。
		10-④-3	危機管理課	大規模災害発生時の被災者支援の財源確保	大災害支援基金について、利子の積み立てを行っています。（平成25年度末で積み立てを終了）	B	令和7年度予算での活用を検討しましたが、国の新たな補助制度が創設されたため、活用には至らず、利子の積み立てのみ実施しました。	今後、必要に応じて有効活用することを検討します。
		10-④-4 (再)	危機管理課	女性や高齢者等、要配慮者に配慮した備蓄物質の充実	ワンタッチパーテーション（プライベートルーム）、生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを備蓄します。	A	生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを整備計画に基づき備蓄しました。	賞味期限や使用期限があるため、引き続きローリングストックしていきます。
	⑤人身取引被害者の人権	10-⑤ (再)	人権・市民生活課	啓発チラシの配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	啓発物資を窓口等に設置および掲示しました。	引き続き啓発物資を窓口等に設置および掲示します。
	⑥拉致被害者の人権	10-⑥ (再)	人権・市民生活課	啓発チラシの配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	啓発物資を窓口等に設置および掲示しました。	引き続き啓発物資を窓口等に設置および掲示します。